

## 3R促進ポスターコンクール 入賞者発表!

3R（リデュース、リユース、リサイクル）をはじめとした取り組みによる循環型社会の実現のための普及啓蒙活動の一環として、環境省及び3R活動推進フォーラムの主催で「3R促進ポスターコンクール」が行われました。

多数の応募者の中から選考の結果、富貴島小学校4年生の藤生夏芽さんが佳作に選ばれました。おめでとうございます。



## 清掃行政協力者表彰が行われました

平成26年2月25日に市川市議会議場にて、平成25年度市川市清掃行政協力者表彰が行われました。

市川市清掃行政協力者表彰は、清掃活動による地域の環境美化に長年貢献されている方々や、資源化活動やごみの減量に貢献されている方々の功績を讃え、表彰させていただくものです。

今回はリサイクル活動や清掃活動、景観美化に努めている合計7組の方々を表彰させていただきました。おめでとうございます。

### 【表彰された方の内訳】

- 個人 4名
- 団体 3団体
  - ・日出学園小学校
  - ・市川市立鬼高小学校
  - ・環境委員会
  - ・市川港開発協議会



表彰された方々と市長、議長、副議長


## クリーンセンター延命化工事が完了しました

クリーンセンター延命化工事が、4年間（平成22～25年度）の歳月と約55億円の費用を掛け、平成25年10月に工事が完了しました。

延命化は、今ある施設を少しでも長く使うための手段で、市民のみなさんの負担軽減を図るものです。

クリーンセンターは、約20年で建て替える計画でしたが、そのためには多額の費用がかかるため、今回の工事であと10年使えるように改修しました。

延命化はあくまでも「つなぎ手」であり、次期クリーンセンター整備に向け、ごみの減量・資源化にみなさんと取り組みます。（清掃施設課）



# じゅんかん ニュース

<第21号>  
発行日：平成26年3月5日  
発行：市川市環境清掃部  
循環型社会推進課  
☎ (320) 3971

## 小型家電のリサイクルをすすめよう!

市川市では、昨年4月1日に小型家電リサイクル法が施行されたことを踏まえて、新たなりサイクルの取り組みとして、昨年11月1日から携帯電話やデジタルカメラなどの使用済小型家電を資源物として拠点回収しています。

回収対象となる使用済小型家電は、回収ボックスの投入口の大きさ（縦15cm×横30cm）に入る以下のものとなります。

なお回収対象とならないものは、従来の方法で排出してください。

### 回収対象品目

- ・携帯電話・公衆用PHS端末
- ・電話機
- ・デジタルカメラ
- ・ビデオカメラ
- ・携帯音楽プレーヤー（デジタルオーディオプレーヤー、MDプレーヤー、CDプレーヤー）
- ・ICレコーダー、ポータブルテープレコーダー
- ・電子辞書
- ・電卓
- ・電子体温計
- ・小型ゲーム機（携帯型ゲーム機、据置型ゲーム機）
- ・電子書籍端末
- ・電気カミソリ
- ・電動ハブラシ
- ・ETC車載ユニット、VICSユニット、カーナビゲーション
- ・これらの附属品（ACアダプタ、充電器、ケーブル類）

また、使用済小型家電を入れる回収ボックスは、以下の市内22か所の公共施設に設置されています。

### 回収ボックス設置場所

- ・市役所本庁舎
- ・行徳支所
- ・大柏出張所
- ・南行徳市民センター
- ・市川駅行政サービスセンター
- ・生涯学習センター（メディアパーク市川）
- ・クリーンセンター（管理棟）
- ・リサイクルプラザ
- ・市内各公民館（中央、鬼高、信篤、東部、柏井、若宮、市川、西部、市川駅南、曾谷、本行徳、幸、南行徳、菅野）

ごみの減量を進めるとともに、限りある資源を有効に活用するため、今後も市民の皆さんのご協力をお願いいたします。



使用済小型家電回収ボックス

# 4月1日より、雑がみの出し方が変わります

以下の①～③のうち、いずれかの方法で集積所に出してください。

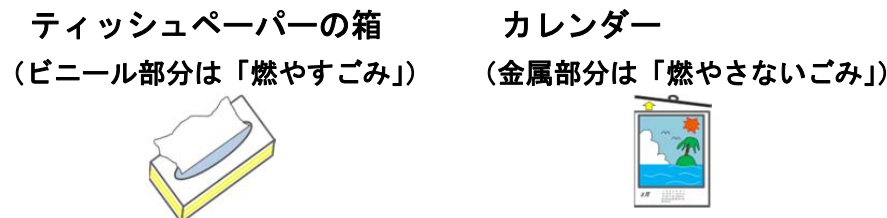
- ①雑がみだけを紙袋に入れて出す
- ②雑誌の間に挟み、ひもで十文字に縛って出す
- ③雑がみだけをひもで十文字に縛って出す



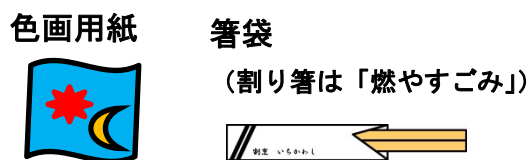
雑がみもきちんと分別して出せば資源物になります。  
これからも市民の皆様のご協力をお願いいたします。

(※「新聞紙」、「ダンボール」、「雑誌」、「紙パック」の出し方は変更ありません)

## 雑がみとして出すもの(例)

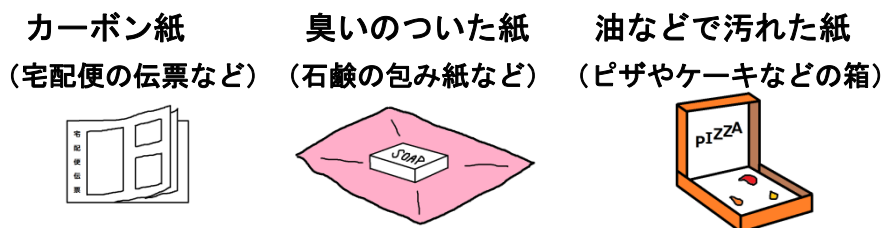


雑がみ入れとして、紙袋を用意しておくとう便利だね！



注意！

## 雑がみとして出してはいけないもの(例)



これらのものが混じると、リサイクルに支障があるので、必ず「燃やすごみ」として出してね。



# 4月1日から布類の回収品目が新たに加わります！

布類のリサイクルをより一層すすめていくために、市民の皆様のご協力をお願いいたします。  
(※汚れたものについては、今までどおり「燃やすごみ」として出してください)

## 新たに対象になるもの(例)



洗濯してから、透明または半透明の袋に入れて出してね。ご協力をお願いします！

## 布類として出せないもの(例)



「燃やすごみ」として出してください

# 4月1日から各種処理手数料が変わります

4月より消費税率が5%から8%に変更されるのに伴い、各種手数料が変わります。  
主な変更は下記のとおりです。

### 【大型ごみ処理手数料】

	今までの処理手数料	4月からの処理手数料
・今まで処理手数料が500円だった大型ごみ	→ 510円 (処理券組合せ: 510)	→ 510円 (処理券組合せ: 510)
・今まで処理手数料が1,000円だった大型ごみ	→ 1,030円 (処理券組合せ: 1,030)	→ 1,030円 (処理券組合せ: 1,030)
・今まで処理手数料が1,500円だった大型ごみ	→ 1,540円 (処理券組合せ: 510 + 1,030)	→ 1,540円 (処理券組合せ: 510 + 1,030)
・今まで処理手数料が2,000円だった大型ごみ	→ 2,060円 (処理券組合せ: 1,030 + 1,030)	→ 2,060円 (処理券組合せ: 1,030 + 1,030)
・今まで処理手数料が2,500円だった大型ごみ	→ 2,570円 (処理券組合せ: 510 + 1,030 + 1,030)	→ 2,570円 (処理券組合せ: 510 + 1,030 + 1,030)

### 新しい大型ごみ処理券(左: 510円券、右: 1,030円券)



### 【クリーンセンターへ持ち込むごみ手数料(10kgにつき)】

・210円/10kg(3月まで) → 216円/10kg(4月から)

### 【動物の死体(1体につき)】

・市が収集・運搬・処分する場合    4,200円(3月まで) → 4,320円(4月から)

・クリーンセンターへ持ち込む場合    2,100円(3月まで) → 2,160円(4月から)

詳しい内容につきましては、市ホームページ等でご確認ください。